

青森公立大学入試戦略会議規程

令和6年4月1日

規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学入試戦略会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学経営経済学部及び大学院経営経済学研究科の入学試験の実施方針等に関し、その適正を期するため、青森公立大学入試戦略会議（以下「入試戦略会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 入試戦略会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学部及び大学院の学生募集の基本方針に関する事項
- (2) 学部及び大学院の入学者選抜の基本方針に関する事項
- (3) その他、学部及び大学院の入学者選抜の基本方針等に関し学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 入試戦略会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 地域連携センター長
- (5) 事務局長
- (6) 学部入試委員長
- (7) 学部入試副委員長
- (8) 総務企画グループリーダー
- (9) 入学者選抜専門監

2 前項に規定する者のほか、学長が特に必要と認めた場合は、教員職員又は事務職員の中から若干名の委員を指名することができる。

(任期)

第5条 前条第1項に規定する委員の任期は、当該職の任期又は期間とする。

2 前条第2項に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を指名できるものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第6条 入試戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 入試戦略会議は、議長が招集する。

(会議の成立)

第8条 入試戦略会議は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(会議の議事)

第9条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 入試戦略会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第11条 入試戦略会議の事務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、入試戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。